

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の概要

1 指針策定の目的

公の施設を所管する各局等が、「京都市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」に従って、指定管理者制度を適切かつ円滑に運用するために、手続条例に定めている事項のほか、本市の統一的な考え方や手順などの基本的な項目を定める。

2 基本的な考え方

本市においては、これまでから「補完性の原理に基づく市民と行政の役割分担」を基本理念として、民間活力の導入を積極的に推進してきており、指定管理制度の「民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図る」という目的についても本市の民間活力導入の考え方になつたものであることから、本市施設に対する、本制度の導入の可否について検討を行う。

3 制度の活用にあたっての留意事項

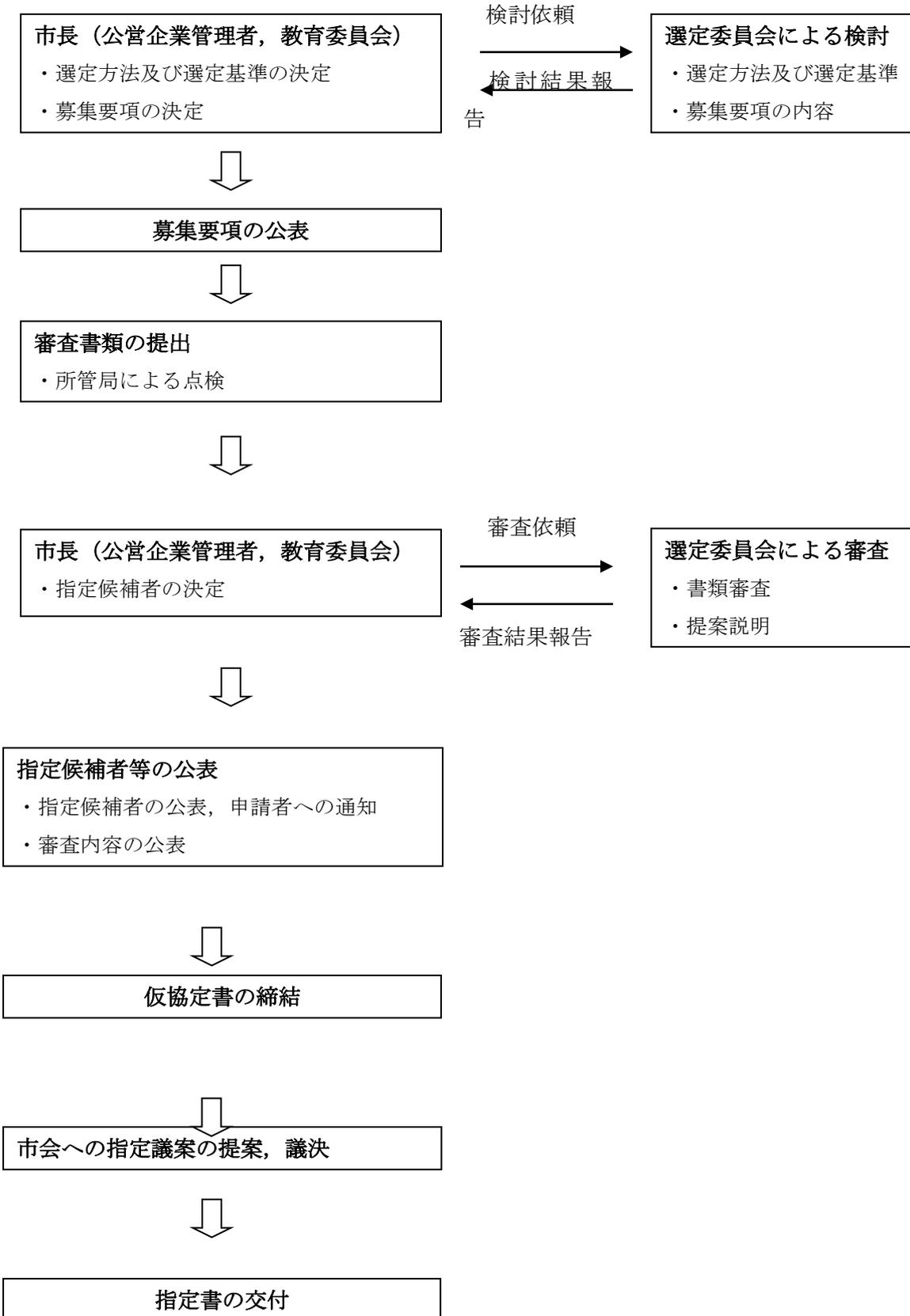
(1) 市民サービスの安定的供給の確保

指定管理者制度の運用にあたっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととする。

(2) 利用料金制度の活用

利用料金を徴収している施設については、指定管理者の経営努力を促すという観点から、できる限り利用料金制度の活用を図ることとする。

4 指定管理者の指定の標準的な手順



5 指定管理者の公募の例外

手続条例第2条において、指定管理者については公募しなければならないとしているが、次の場合は公募によらずに指定管理者の選定を行うことができる。

- (1) 指定管理者が倒産したなど緊急性のある場合
- (2) 公募を行わないことに合理的な理由がある場合

- ・ P F I 事業の場合
- ・ 他の施設と一体的に管理を行うことがより効果的、効率的な場合
- ・ 施設の設置目的を達成できる団体が一団体に特定される場合

これらの場合のほか、指定管理者の公募を行わないときは、選定委員会の意見を聞かなければならない。

6 指定期間

サービスの継続性の確保、長期固定化による弊害の排除、計画的な管理運営等の観点から、原則4年以内とする。

7 選定基準

手続条例第4条第1項において定める次の事項に沿って、適切な審査項目及び審査基準を定め、事前に公表する。

- (1) 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

8 選定方法

総合評価一般競争入札などに準じて、価格だけではなくサービスの水準等も併せて評価して指定管理者を選定する。

9 選定委員会

学識者、当該施設の運営等に関して専門的な知識を有する者など外部委員のみで構成する。

10 指定管理者の業務停止及び指定の取消等

指定管理者が適切な管理を実施しているかどうかの点検を常に行い、地方自治法の規定に基づき、指定期間内であっても必要に応じて業務停止や指定の取消しを行う。

11 個人情報保護及び情報公開

「京都市個人情報保護条例」及び「京都市情報公開条例」の趣旨に従い、指定管理者においても適切な個人情報保護及び情報公開を行う。

1.2 施設の管理運営への市民参加

利用者アンケートやモニター調査を実施することにより、利用者の満足度や苦情を把握するなど、施設の管理運営への市民参加を進め、指定管理者の提供するサービス内容の改善に反映させる。

1.3 指定等に係る概ねの流れ

本市における指定管理者の指定に当たっては、概ね次のような流れで行うことが適当である。

■翌年度の4月から指定管理者を指定する場合の例

7月～9月頃

- ・募集要項の公表
- ・選定委員会による審査
- ・審査内容等の公表

10月頃

- ・仮協定書の締結

11月頃

- ・指定管理者の指定議案の提案，議決
- ・指定書の交付

12月～3月

- ・指定管理者による管理の準備

4月

- ・指定管理者による管理業務の開始